



労務通信 161号



成迫 社会保険労務士法人
 松本事務所 TEL 0263-88-2862
 長野事務所 TEL 026-291-4152
 飯田事務所 TEL 0265-49-3602

介護休業制度について

令和7年4月1日に改正育児介護休業法が施行されます。労働者が仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方と、介護離職防止のための法改正になります。

今回は、その改正の介護休業の内容についてご説明いたします。



【介護休業とは】

介護休業とは要介護状態の家族を介護するために一定期間休業できる制度です。
 対象家族が2週間以上の常時介護を必要とする状態の場合、通算93日まで取得できます。

【令和7年4月1日施行の主な改正点】

1. 介護休暇の取得要件緩和

改正前	改正後	事業主の対応
《除外できる労働者》	《除外できる労働者》	就業規則・育児・介護休業規程の改定
① 週の所定労働日数が2日以下	① 週の所定労働日数が2日以下	
② 継続雇用期間6か月未満	廃止	

2. 介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等の申し出が、労働者から円滑に行われるようにするため、事業主は以下の1～4いずれかの措置を講じなければなりません。

措置内容	事業主の対応
1. 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施 2. 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置) 3. 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供 4. 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知	1から4のいずれかの対応をする

※介護両立支援制度等とは、介護休暇に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、時間外労働の制限に関する制度、深夜業の制限に関する制度、介護のための所定労働時間の短縮等の措置です

3. 介護離職防止のための個別周知・意向確認等

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例:人事部等） ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能 ③④は労働者が希望した場合のみ
事業主が対応すべきこと	個別周知・意向確認の書式整理

(2) 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ②労働者が40歳に達した日の翌日（誕生日）から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部等） ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能
事業主が対応すべきこと	個別周知・意向確認の書式整理

令和7年4月1日の改正は上記1.から3.に加えて努力義務として介護のためのテレワークの導入もあります。

今回の改正は**介護休業だけではなく育児休業も含めて、労働者が家庭と仕事を両立して継続勤務できるための措置**になります。事業主が対応すべきことを把握・検討いただき、詳細につきましては担当者までお問い合わせください。

酒井 清美